



参考資料 1

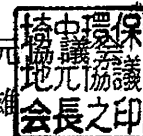
令和 6 年 9 月 4 日

埼玉中部環境保全組合管理者
吉見町長 宮崎 善雄 様

埼玉中部環境保全組合副管理者
鴻巣市長 並木 正年 様

埼玉中部環境保全組合副管理者
北本市長 三宮 幸雄 様

埼玉中部環境保全組合
新たなごみ処理施設等地元
会長 宮永 文雄



埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等の建設に関する要望書

初秋の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴組合では、埼玉中部環境センターの老朽化に伴い、新たなごみ処理施設等の建設事業に着手され、当施設の建設予定地を鴻巣市郷地安養寺地内に決めました。

このような中、建設予定地の地元である郷地安養寺の自治会代表者等で構成する本協議会は、当施設が地元にとってよりよい施設となるためには、地元と組合さらには組合を構成する市町の連携の下、何に取り組むことが重要かなどについて話し合いを重ねてまいりました。

このたび、その成果として、当施設の建設にあたっての意見、要望等をまとめ、下記のとおり提出いたします。売電による収益の一部を活用するなどして、地元の意見要望等をできるだけ反映していただけるよう検討をお願いします。

記

1. 周辺道水路の整備等

貴組合が当施設の建設予定地と定めた場所は、広大な農地の一角にあることから、施設周辺の排水機能の維持が極めて重要となります。現状を調査した上で、これらに適切に対応するとともに、施設周辺の生活道路や農道及び水路についても、生活環境の保全向上のために必要な整備をお願いします。また、当施設に関係した周辺農作物等の被害については、それに対する補償をお願いします。

より安全な交通環境の実現には、歩車分離が効果的であると考えます。郷地橋から建設予定地に通じる県道内田ヶ谷鴻巣線の歩道整備の延伸について、事業主体である埼玉県をはじめ関係機関に対し、積極的な要望活動を展開されるようお願いいたします。

2. 周辺環境の保全

当施設を整備することにより、その周辺環境に課題が生じることは避けなければなりません。そのためにも、大気、騒音、振動、臭気などを始めとする環境保全については、組合において対策を講じ、それが実践されているかについて定期的に調査を行い、その結果を地元住民に報告するようお願いいたします。

また、周辺の交通環境については、交通量調査を行ったうえで、渋滞等が発生しないよう車両の搬入計画を立てるなど、必要な対策を講じるとともに、信号機や右折帯の設置などについても、適宜関係機関に対して要望されるようお願いいたします。

また、施設の建設時における建設関係車両の往来については、周辺の交通流に影響を及ぼさないようお願いいたします。

3. 災害時の緊急的な避難への配慮

近年、多発する地震や集中豪雨などにより、至る所で大規模災害が発生し、被災された方のたいへんなご苦労が報道されている状況にあります。このようなことから、災害発生の際に、当施設に緊急的に避難できるよう配慮をお願いします。

4. ふれあい・コミュニティ施設の整備

当施設が、地元にとってよりよい施設となるためには、施設の特徴を生かすなどして、地元住民をはじめ多くの人々が集いふれあうことのできる場所の整備が重要であると考えます。

地元協議会では、この具体例として、余熱を利用した温浴施設、緑地を利用した屋外施設、施設周辺も含めた遊歩道、会議室等の多目的利用を要望します。

5. その時々課題への対応

当施設の操業は長期間になると考えられ、時代の進展とともに当施設を取り巻く環境等も変化していくものと推察されます。長期の操業が見込まれる中で地元が安全安心を継続できるようその時々課題に柔軟に対応できる仕組みの構築をお願いします。

以上

埼玉中部環境保全組合

令和6年10月11日

埼玉中部環境保全組合

新たなごみ処理施設等地元協議会

会長 宮 永 文 雄 様

埼玉中部環境保全組合

管理者 宮 崎 善 雄

埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等の建設に関する要望書の検討結果について（報告）

快適の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素、組合事業の円滑な推進にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の要望書（令和6年9月4日付、埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等の建設に関する要望書）について、検討した結果を下記のとおり報告します。

記

1. 地元対応に関する基本的な考え方

埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等（以下、「当施設」という。）の建設及び運営に関する事業をより円滑に推進するためには、地元住民の皆さまの意見や要望、さらには懸念される事柄などをお聞きしながら、地元と組合、構成市町が一体で事業を進めていくことが、重要であると確信しております。

この考え方の下、標記の要望書を参考に、売電による収益の一部を活用するなどして、地元対応に取り組むものとします。

2. 要望事項への取り組みの要点

(1) 周辺道水路の整備等

当施設周辺の排水の状況については、現状を調査したうえで、当施設が建設されたことにより、現状が悪化しないよう対策を講じます。

また、地元要望に係る道路・水路の整備については、組合と構成市町とで連携し、計画的に実施できるよう検討します。

なお、当施設の建設及び維持管理に起因し、周辺農作物等に被害が生じた場合は適切に対応します。

県道内田ヶ谷鴻巣線の歩道整備の延伸については、地元の要望を踏まえ、埼玉県はじめ関係機関に対して、組合と構成市町で連携し、積極的な要望活動を行います。

(2) 周辺環境の保全

周辺環境の保全は、当施設を建設及び維持管理するうえで、重要な取り組みの1つです。現在、生活環境影響調査を実施しており、この調査から得たさまざまなデータを基に、周辺環境の保全に取り組みます。

また、調査が必要な項目（大気、騒音、振動、臭気、水質など）については、法令で定められた基準値（法令等基準値）及びその数値よりもさらに厳しい組合独自の基準値（自主基準値）を設けて、それを遵守するとともに、その調査内容を、適宜住民の皆さまへお知らせします。

なお、関係車両の往来については、交通量調査などのデータを基に、施設周辺の交通環境に悪影響を及ぼさないよう対策を検討します。

さらに、信号機や右折帯の設置についても、上記のデータ等を踏まえて、関係機関に対して、要望を行います。

(3) 災害時の緊急的な避難への配慮

災害発生時の当施設の役割は、主に災害ごみを適切に処理することであり、市民の避難所としての役割は、当施設以外の施設が担うものと推察されます。

当施設は、防災計画上の避難所とはならないまでも、災害時の緊急的な避難については、自主的に対応する必要があるとの認識です。

(4) ふれあい・コミュニティ施設の整備

組合では、当施設がその特性を生かしつつ、地元の方々を始め、多くの人々が集い触れ合うことのできる機能を保持するなど、地域に多面的な価値をもたらす施設になることが、よりよい施設の建設につながるものと考えています。

このことを念頭に置き、標記の要望書で提案いただいた施設等について、経済性効率性などを踏まえ検討しました。

「余熱を利用した温浴施設」については、先進事例などから考察すると建設及び維持管理の費用が多額になる懸念があること、周辺の温浴施設では利用者が減少傾向であることなどから、当該施設の整備については難しいものと考えます。

「緑地を利用した屋外施設」と「会議室等の多目的利用」については、本体施設（ごみ処理施設全体）の建設にあたり設置が必要となる緑地や調整池、及び会議室を多目的に活用することが費用や利用の面から効率的であることから、当該施設等の整備について検討していきます。

「施設周辺も含めた遊歩道」については、その範囲が当施設以外にも及ぶことから、埼玉県及び鴻巣市等、関係機関の意向を確認しつつ、整備について検討していきます。

(5) その時々課題への対応

当施設は、要望書に記述のとおり、長期間にわたって操業されます。現在の埼玉中部環境センターも今年度で41年目となりました。

このような中で、組合と地元との連携が継続的に行われることは、当施設のよりよい運営の観点から極めて重要であると認識しています。組合では今後も地元協議会を通じて、地元の方々との意見交換の場を積極的に設けるなどして、その時々課題に適切に対応できるよう取り組んでいきます。

以上

